

陳情第16号

委員会傍聴中の議員によるハンドサインについて、議会としての検討及び見解の明確化を求める陳情書

(陳情要旨)

2026年8月7日の教育福祉委員会において、傍聴議員として参加していた近藤みほ議員が、審査中の委員に対してハンドサインを行った。

近藤議員はその後、自身のX上において、当該ハンドサインについて「質問の抜けがあったので、そのサインを送りました」

「発言の軌道修正を促しました」と説明している。

この本人説明により、当該ハンドサインが、審査中の委員の質問内容を補完し、発言の方向を修正することを目的とした意思伝達であったことが確認できる。

近藤議員は、ハンドサインを行った事実とその目的について説明している。一方で、委員ではない傍聴議員が、委員会審査中に審査中の委員の質問内容を補完し、発言の方向を修正することが、どのような制度上の根拠又は整理に基づく行為であるのかは、市民に説明していない。委員本人による質疑との関係や、流山市議会会議規則その他の既存規則との関係についても、考え方は示されていない。

そこで、流山市議会事務局に制度上の取扱いを確認したところ、「明文化された規定がなく禁止事項とはなっていません」との回答を得た。

流山市議会会議規則第153条には、議事妨害の禁止に関する規定があり、「何人も」を対象としている。また、第117条には、委員外議員が委員会で発言する場合の手続が定められている。

本件の制度上の位置付けを判断するためには、本人が説明している目的や行為の機能を踏まえ、第153条、第117条その他の既存規則との関係を検討する必要がある。

また、委員会で正式に質疑を行い、その発言が会議録に記録されるのは当該委員である。傍聴議員から審査中の委員に対するハンドサインは、通常、会議録上の発言として記録されない。その意思伝達によって委員の質問内容又は発言方向が変更された場合、質疑形成に委員外議員が関与した事実や、その意思伝達の内容を会議録から確認することはできない。

さらに、議会事務局からは、現在の取扱いについて、会派及び役職にかかわらず全ての傍聴議員に等しく適用されるとの回答も得ている。この取扱いを会派及び役職にかかわらず全ての傍聴議員に等しく適用する以上、全ての傍聴議員が同様の意思伝達を行った場合にも委員会運営として成立するのか、複数又は継続的な意思伝達が行われた場合にはどこまで許容されるのかについても検討する必要がある。

多治見市議会では、委員会を傍聴する議員から審査中の委員への指示について、委員外議員の発言に関する規定及び議事妨害の禁止に関する規定との関係から、議会として具体的な検討及び判断が行われた先行事例がある。

以上の事情を踏まえ、2026年8月7日に実際に行われ、本人によって目的も明らかにされているハンドサインについて、流山市議会自身が既存規則及び委員会制度との関係を検討し、その判断、根拠及び今後の取扱いを市民に明らかにすることを求める。

(陳情項目)

1 2026年8月7日の教育福祉委員会において、近藤みほ議員が傍聴議員として参加中に「質問の抜け」の補完及び「発言の軌道修正」を目的としていた旨を説明しているハンドサインについて、流山市議会会議規則第153条(議事妨害の禁止)、第117条(委員外議員の発言)その他の既存規則との関係を検討し、第153条への該当性及び委員会運営上の位置付けについて、議会としての見解を明らかにすること。

2 本件行為を委員会運営上許容される行為と判断する場合には、本人が説明している行為の目的及び機能を踏まえ、その判断の根拠を明らかにすること。あわせて、委員本人による質疑と委員外議員による質疑形成への関与との境界及び、その許容範囲を明らかにすること。

3 多治見市議会において、委員会を傍聴する議員から審査中の委員への指示について、委員外議員の発言に関する規定及び議事妨害の禁止に関する規定との関係から具体的な検討及び判断が行われた先行事例を踏まえ、流山市議会における本件の位置付けを検討すること。

その検討の結果、多治見市議会と異なる判断に至る場合には、事実関係、会議規則又は委員会運営上のどのような違いからその判断が導かれるのかを明らかにすること。

4 前各項の検討を踏まえ、委員外の傍聴議員が、委員会審査中に審査中の委員に対して、質問内容の補完、発言方向の修正その他質疑内容に影響を及ぼすことを目的とした意思伝達を行う場合について、委員会運営上の許容範囲及び限界を明らかにすること。

その際、会派及び役職にかかわらず全ての傍聴議員に同じ取扱いを適用した場合の制度的整合性、複数又は継続的な意思伝達が行われた場合の取扱い、並びに会議録に記録されない形で質疑形成に関与することと委員会審査の透明性との関係についても整理すること。

(陳情理由)

1 本件ハンドサインの事実関係

2026年8月7日の教育福祉委員会において、近藤みほ議員は、傍聴議員として参加中に審査中の委員に対してハンドサインを行った。

近藤議員はその後、自身のX上において、「質問の抜けがあったので、そのサインを送りました」「発言の軌道修正を促しました」と説明している。

この本人説明により、本件ハンドサインには、審査中の委員の質問内容を補完し、発言の方向を修正する目的があったことが確認できる。

本人説明によって行為の目的が明らかにされていることから、本件については、その目的及び意思伝達としての性質を踏まえ、流山市議会の規則及び委員会運営上の位置付けを具体的に検討する必要がある。

2 近藤議員から制度上の説明がなされていないこと

近藤議員は、自身がハンドサインを行ったこと及びその目的についてX上で説明している。

その一方で、委員ではない傍聴議員が、委員会審査中に審査中の委員の質問内容を補完し、発言の方向を修正することが、どのような制度上の根拠又は整理に基づく行為であるのかは、市民に説明していない。

また、委員本人による質疑と委員外議員による質疑形成への関与との境界をどのように考えているのか、流山市議会会議規則その他の既存規則との関係をどのように考えているのかについても、説明はなされていない。

近藤議員本人が質問内容の補完及び発言方向の修正を目的としていたことを明らかにしたことで、その行為の制度上の位置付けについて具体的な疑問が生じている。

本件は市議会の正式な委員会審査中に行われた行為であり、その制度上の位置付け及び許容範囲については、流山市議会として検討し、市民に明らかにする必要がある。

3 既存規則との関係

本件について流山市議会事務局に制度上の取扱いを確認したところ、「明文化された規定がなく禁止事項とはなっていません」との回答を得た。

流山市議会会議規則第153条には、「何人も」を対象とする議事妨害の禁止に関する規定がある。本件については、近藤議員本人が説明している目的及び当該ハンドサインが審査中の委員の質疑に対して果たした機能を踏まえ、第153条との関係を検討する必要がある。

また、同規則第117条では、委員外議員から委員会での発言の申出があった場合、その許否を委員会が決める手続が定められている。

本件では、委員外の傍聴議員から審査中の委員に対して、質問内容の補完及び発言方向の修正を目的とした意思伝達が行われている。

委員外議員が委員会において意思を表明するための正式な手続と、委員会審査中に非言語の意思伝達を通じて質疑内容に働きかける行為との関係について、制度上の整理が必要となる。

4 委員本人の質疑責任及び会議録に残らない関与

委員会では、選任された委員が質疑を行い、その発言が正式な委員会記録として残る。

本件では、委員会審査が進行している最中に、傍聴議員から審査中の委員に意思伝達が行われ、その目的が質問内容の補完及び発言方向の修正であったことが本人によって説明されている。

本件の制度上の位置付けを整理するに当たっては、委員本人による質疑と、委員外議員による審査中の質疑形成への関与との境界を明確にする必要がある。

また、傍聴議員から審査中の委員に送られたハンドサインそのものは、会議録上の発言として記録される性質のものではない。

その意思伝達によって委員の質問内容又は発言方向が変更された場合、会議録には委員の質疑が記録される一方、その質疑形成に委員外議員が関与した事実や意思伝達の内容は記録されない。

委員本人の質疑に対する責任及び判断との関係に加え、委員会審査の透明性及び事後的な検証可能性の観点からも、質疑形成への関与の範囲を整理する必要がある。

5 全ての傍聴議員への一般化と継続的な意思伝達

議会事務局からは、今回確認した取扱いについて、会派及び役職にかかわらず全ての傍聴議員に等しく適用されるとの回答を得ている。

この回答を前提とすると、全ての傍聴議員について、審査中の委員に対して質問内容の補完及び発言方向の修正を目的とした意思伝達を行う場合にも、同じ基準を適用することになる。

現在の取扱いを委員会制度として評価するためには、この運用を全ての傍聴議員に一般化した場合にも、委員会運営として成立するかを検討する必要がある。

さらに、複数のハンドサイン等をあらかじめ共有し、審査中に質問事項、質問順序、論点又は発言方向を継続的に伝達する場合を想定すると、委員外議員による質疑形成への関与は一層大きくなる。

単発の意思伝達から継続的な質疑形成への関与まで、どの範囲を委員会運営上許容するのか、その境界を明確にする必要がある。

6 多治見市議会の先行事例

多治見市議会では、令和7年6月25日の議会運営委員会において、傍聴者の立場にあった議員から審査中の委員に対する指示が行われた事案について、議会として事実確認及び審査が行われている。

その過程では、スマートフォンによる送信及び書面による指示に加え、「ジェスチャーによる指示はどんな指示であったのか」についても正式な聞き取り項目が設けられ、ジェスチャーによる意思伝達についても具体的な事実確認の対象とされた。

また、多治見市議会事務局が作成した規定整理資料では、委員でない者が委員に対してメモを渡す行為について、多治見市議会会議規則第152条の議事妨害に当たる可能性が高いと整理されている。さらに、委員でない者が委員に対してジェスチャー等で指示を出す場合についても、メモを渡す場合と同様に扱うとの整理が示されている。

このように、傍聴者の立場にある議員から審査中の委員への意思伝達について、ジェスチャーを含めて事実確認を行い、既存の会議規則との関係から制度上の検討を行った先行事例が存在する。

本件についても、この先行事例を踏まえ、流山市議会会議規則その他の既存規則との関係を検討する必要がある。

7 2026年9月1日の議会運営委員会との関係

議会事務局からは、本件を受け、議長から議会運営委員会の委員長及び副委員長に対し、2026年9月1日に開催予定の議会運営委員会において「傍聴議員のあり方」を議題とするよう申し入れたとの説明を得ている。

同日の議会運営委員会において、本件ハンドサインと第153条及び第117条との関係、委員外議員による質疑形成への関与、会議録に残らない関与と透明性、全ての傍聴議員に適用した場合の制度的整合性、並びに今後の許容範囲について具体的な整理が行われた場合には、その結論及び根拠を本陳情の審査に反映する必要がある。

同日の協議で未整理の事項が残った場合には、本陳情の審査を通じて、当該事項について議会としての見解を明らかにする必要がある。

以上

2026年8月24日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様